

別表１－１（ワンストップ相談窓口）【既存 特定創業支援等事業】
市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
奄美市商工政策課に奄美市創業支援センター（以下「センター」という。）を設置し、創業希望者に対する窓口相談を行う。 奄美市（以下「本市」という。）における創業関連の相談については、関係機関を含め、令和２年度は３３件の相談実績があり、同年度までの直近３か年平均で３４．３件の相談を受けていた。本市が上記センターを継続し、市民への周知を図ると共に、関係機関との連携のもと支援体制の強化を図り、年間相談件数の目標を４０件とする。 また、創業を行う者については、奄美市創業支援助成金事業（補助上限：会社設立３０万円、会社以外の開業２０万円）や奄美市中心市街地出店支援補助金事業（中心市街地の活性化のため家賃の半額を助成）を実施するなど、継続的にフォローを行い、相談件数の４割程度（１４件）の創業件数を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
（１）創業支援等事業の内容 ＜窓口の業務＞【既存】 ・奄美市商工政策課に「奄美市創業支援センター」を設置し、創業希望者に対する相談窓口を設け、奄美大島商工会議所、あまみ商工会、奄美群島振興開発基金等と連携し、様々な創業時の支援や課題の解決に取り組む。 ・相談窓口には、創業支援等事業計画の内容を熟知した担当者を配置し、最適なアドバイスを行う。当該担当者は、中小機構が実施する研修会等に積極的に参加し、創業支援に関する知識習得に努める。 ・相談窓口では、市・県・国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする。（情報についてはＨＰでも公開） ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ １．地域資源の活用の仕方（地域に眠る宝への気づき） 本市がある奄美大島は、平成２９年３月には奄美群島国立公園に指定され、令和３年７月には、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として、国内５件目の世界自然遺産登録が決定した。奄美大島には固有の動植物や世界に誇れる自然が残されており、これらの資源を活用した新たな創業が見込まれるところである。様々なアイディアを持った創業希望者に対して、奄美大島商工会議所、あまみ商工会、奄美群島振興開発基金、あまみ大島観光物産連盟等、関係機関と連携し支援を行う。 農産物や海産物について、かごしま６次産業化サポートセンター、ＪＡあまみ等の専門機関との連携を強化し、６次産業化を促進し、新たな事業展開へと結びつけられるよう支援体制を強化する。また、１３００年の歴史を持つ本場奄美大島紬は着物離れの影響もあり販売額等は年々減少傾向にある。伝統産業である大島紬の素材を活用するために奄美市商工政策課に「フリーランス支援窓口」を設立し、ハンドメイド作家の販路拡大支援を行うとともに大島紬購入費の一部助成を行う等、本場奄美大島紬協同組合等と連携を図り新たな創業に向けて支援していく。 ２．ターゲット市場の見つけ方 ①奄美大島商工会議所やあまみ商工会において、会員企業等を通じて市場ニーズの的確な把握に努め情報提供を受ける。 ②奄美群島振興開発基金や地元金融機関との連携により、金融機関が把握しうる市場ニーズについて情報提供を受ける。

③ J Aあまみ、奄美群島広域事務組合、あまみ大島観光物産連盟等の関係機関から専門的な分野での市場ニーズの情報提供を受ける。

①～③の情報をネットワークの中心である本市へ集積し、情報の一元化とネットワーク構成団体で情報の共有化を図り、創業希望者への的確なアドバイスを実施する。

3. ビジネスモデルの構築の仕方

奄美大島商工会議所、あまみ商工会、奄美群島振興開発基金が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、奄美大島商工会議所とあまみ商工会、奄美群島振興開発基金と連携し、あまみ創業塾を開催し、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。併せて、本市では店舗改修や賃料の一部補助及び創業初期に必要とされる経営コンサル等の費用に関して一部補助を行い、採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。

4. 売れる商品・サービスの作り方

奄美大島商工会議所、あまみ商工会、奄美群島振興開発基金が商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。

奄美大島商工会議所、あまみ商工会が事業所連携のためのマッチング支援を行う。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

奄美大島商工会議所、あまみ商工会、奄美群島振興開発基金が販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。

奄美大島商工会議所、あまみ商工会が販路開拓のためのマッチング支援を行う。

6. 資金調達

奄美群島振興開発基金や市内金融機関と連携し、創業希望者の資金調達の円滑化を図る。

また奄美大島商工会議所、あまみ商工会において、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

7. 事業計画書の作成

奄美大島商工会議所、あまみ商工会、奄美群島振興開発基金が事業計画書の策定についてアドバイスを行い、補助金等の申請については、奄美大島商工会議所やあまみ商工会、奄美群島振興開発基金等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

また、上記のあまみ創業塾において、事業計画書の作成指導やアドバイスも取り入れる。

8. 許認可、手続き

奄美市商工政策課において、創業手続き、許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、南九州税理士会大島支部、社会保険労務士等を紹介し、税務、労務管理、企業手続き等のアドバイスを行ってもらう。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

ネットワーク構成団体が把握した市場のニーズの一元化と共有化により、様々な分野での市場ニーズの把握に努め、創業希望者に対する指導と情報提供を行うとともに、継続したハンズオン支援により事業計画のブラッシュアップを行い、創業後の事業の安定的な継続性や新たな事業展開につなげていく。

10. ビジネスマッチングコミュニティの活用による支援

島内外の企業、創業者、フリーランス等のビジネスマッチングの場として本市が整備した産業支援拠点施設「WorkStyle Lab」を活用し、異業種との情報交換を促進することにより、創業直後の企業認知度の向上及びビジネスマッチングの機会を創出して、創業者の

ビジネス性の向上を支援する。

「WorkStyle Lab」には、コミュニティマネージャーを配置し、創業者に対してフリーランスや島内外企業の連携推進や各種相談、支援を行う。

<創業支援機関との連携>

各連携支援機関が支援を行った創業希望者の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、市が情報集約・一元化を図り、『創業支援カルテ』を作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関を誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

本市が連携している上記の機関に相談をして、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する講座を1月以上にわたり計4回以上実施し、専門家のアドバイスを受け、『創業支援カルテ』でその旨が確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、本市が証明書を発行する。発行にあたっては、市職員が、講座への受講者の参加状況を確認した上で特定創業支援等事業の資格を満たした者として提出された名簿に基づき発行する。

<各事業の共通事項について>

本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を本市が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。

創業後についても、奄美大島商工会議所、あまみ商工会、奄美群島振興開発基金等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、本市のホームページへの掲載を行うなど、広くPRする。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

奄美市商工政策課に、担当者1名を配置し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また、関係機関とも連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、連携機関の窓口それぞれ配架し幅広く、創業者の目に届くようにする。加えて、本市の広報誌においても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。

また、本市のHPにも関連ページを設け、ネット上でも施策を紹介していくとともに、ネットでも相談対応ができるようにする。

必要な予算については、関係機関と協議の上、本市が手当することとする。

各連携支援機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、本市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、『創業支援カルテ』を作成し、関係機関と共有を図る。

関係機関との連携を密にするため、年に2回関係機関担当者の連絡会を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第8回認定日以降の申請が対象となる。

別表２－１（あまみ創業塾）【既存 特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 ①奄美大島商工会議所 ②あまみ商工会 ③独立行政法人奄美群島振興開発基金 (2) 住所 ①鹿児島県奄美市名瀬入舟町12-6、②鹿児島県奄美市笠利町里425-1、 ③鹿児島県奄美市名瀬港町1-5 (3) 代表者の氏名 ①会頭 有村 修一、②会長 奥 篤次、③理事長 本田 勝規 (4) 連絡先 ①TEL：0997-52-6111、FAX：0997-54-0934、担当者：中小企業相談所 経営指導員 上 畑 隆太 ②TEL：0997-63-0058、FAX：0997-63-0325、担当者：奄美大島地域広域指導センター 経営指導員 寺師 真実 ③TEL：0997-52-4511、FAX：0997-52-4514、担当者：業務課 主任 俵 悠斗
創業支援等事業の目標
あまみ創業塾は、年間30名程度を対象とし、うち2割（6名）について創業実現を目指す。 奄美大島商工会議所、あまみ商工会、奄美群島振興開発基金と本市が連携して行うことにより、創業アイディアからビジネスモデルの構築、資金調達など各支援機関の強みを生かした適切な創業支援を行うことにより6名の創業実現を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 奄美大島商工会議所、あまみ商工会及び奄美群島振興開発基金が連携し、以下の内容の「創業スキル関連講座」を開催する。 ①実施する創業スクール（予定） ・地域資源の活用法 ・創業に向かっている心構え ・地域の創業者による体験談 ・創業に必要な手続きについて ・新規開業のための資金計画の作り方、融資制度＜財務＞ ・企業運営に必要な税務・経理知識について＜経営＞ ・人を雇用する時のルールについて＜人材育成＞ ・マーケティング戦略について＜販路開拓＞ ・販売におけるITの活用方法について ・事業計画書の策定・助言 あまみ創業塾は、1月以上にわたり、計4回開催され、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身につける講座を行う。 (2) 創業支援等事業の実施方法 本市の施設を活用して実施することとし、会場準備、教材の準備等の事務手続きを本市

及び関係機関が連携して行う。また、カリキュラムの策定、専門家の確保は、奄美大島商工会議所、あまみ商工会、奄美群島振興開発基金が連携して行う。 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後本市に提出する。名簿の管理については、個人情報保護法を順守する。 特定創業支援等事業者の証明書については、市職員が、講座への受講者の参加状況を確認した上で、特定創業支援等事業の資格を満たした者として提出された名簿に基づき発行する。 また、名簿に基づき証明書の発行を受けた者に、創業予定時期及び3月経過後ごとにメール、電話等で連絡を取り、創業の状況を確認するとともに、必要に応じて、関係機関と連携して創業後のフォローアップを行う。
計画期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第8回認定日以降の申請が対象となる。